

徳島県官民連携 移動型車両等 導入事業補助金

災害時に快適な避難所環境を確保するため、県内民間事業者等が、平時には営利を目的としない社会貢献活動に活用し、災害時には県の要請に応じ、被災者支援活動を行うトイレカーやキッチンカーなど「移動型車両等」の購入を支援する。

募集
要項

災害支援

募集条件

- 平時は、移動型車両等を活用し、営利を目的としない社会貢献活動を行うこと
- 災害時は、県の要請に応じ、移動型車両等を派遣し、被災者支援活動を行うこと
- 移動型車両等については、耐用年数以上所有することとし、原則として徳島県内で運用・管理すること など

募集対象者

- 県内に事業所を置く法人、団体又は個人事業主
- 県税等に未納がないこと
- 申請者又は申請者の役員等が、反社会勢力等と関係を有しない者 など

今後のスケジュール

令和8年 4月1日(水)

募集開始

令和8年 5月15日(金)

募集締切
(午後5時必着)

令和8年 5月下旬頃

審査会・内示・
交付申請書提出

令和8年 6月上旬頃

交付決定

問い合わせ先

徳島県危機管理部 防災対策推進課 被災者支援推進室

TEL:088-621-2704

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

E-mail : bousaitaisakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

詳細についてはコチラ

応募を検討されている方は、右の二次元コードから県HPへ進み、詳細についてご確認ください。

対象経費等

- 車両購入費
トイレカー、キッチンカー、ランドリーカー、シャワーカー等で国の災害対応車両登録制度(D-TRACE)の登録基準を満たすもの
(ベース車両費、付帯設備費、改造費、外注費等)

※D-TRACEの概要・詳細については、
右記リンクより確認すること。
<https://pr.d-trace.go.jp>



対象とならない経費

- ・交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・車両使用のための許認可等取得に係る手続き等諸経費
- ・自社製品、自社施工に係る経費等 など

補助率等

- 補助率:対象経費(税抜額)の2/3以内

- 補助上限額:1,000万円/件

(申請は1事業者につき1件)

※キッチンカー(トレーラー含む):1/3以内、上限額300万円

